

県立長野図書館協議会委員の任命について（案）

文化財・生涯学習課

県立長野図書館協議会委員として、次のとおり任命するものとする。

任命委員（10名）

（敬称略）

氏名	役職等	選任区分	備考
うちやま ゆかり 内山 由香里	長野県伊那北高等学校 教諭	学校教育関係者	再任
むねだ せいこ 棟田 聖子	松川村図書館 館長	社会教育関係者	再任
かすが ゆきお 春日 由紀夫	駒ヶ根市立東伊那公民館 館長	社会教育関係者	再任
まつやま かなこ 松山 佳奈子	ゆめサポママ@ながの メンバー	家庭教育関係者	再任
ひらが けんや 平賀 研也	日本大学芸術学部 非常勤講師	学識経験者	再任
わたなべ きょういち 渡邊 匡一	信州大学人文学部 教授	学識経験者	再任
にしやま たくろう 西山 卓郎	株式会社バリューブックス 社員	公募	再任
おおばやし あけみ 大林 晃美	NPO 法人本途人舎 代表理事	公募	再任
たがわ けいこ 田川 圭子	ライター、ナレーター	公募	新任
たなか かずき 田中 一樹	NPO 法人 職員	公募	新任

（任期：令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）

■図書館協議会設置根拠

(1) 【図書館法】

第14条第1項…公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

第14条第2項…図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条…協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条…図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(2) 【県立長野図書館条例】

第3条第1項…図書館に図書館協議会を置く。

第3条第2項…協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会が任命する。

第3条第3項…協議会の委員の定数は10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。